

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 複数落札入札制度の導入に関する事項

一 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができるものとする。

(第十条第一項関係)

二 一の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。 (第十条第二項関係)

三 その他一による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合における落札者の決定方法、公告又は公示及び通知の内容並びに当該競争入札の取消しに関する規定を設けること。 (第十条第三項から第十三

項まで関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、平成二十八年五月一日から施行するものとする。こと。
(附則関係)